

令和3年度見直し対象法人の概要

資料7

(研): 国立研究開発法人、(中): 中期目標管理法人、(準): 準用法人

No.	法人名	主務省	法人類型	令和3年度当初予算額(収入)(百万円)	常勤職員数(R3.1.1現在)	主な業務	過去の見直し時等における論点
1	郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	総務省	(中)	4,563,370	44	・郵政民営化前に預入等が行われた定期性の郵便貯金及び簡易生命保険の管理、これらに係る債務の履行 ・郵便局ネットワーク維持支援のための交付金交付及び拠出金徴収(H30.8業務追加)	・将来的には、管理する債務の減少の状況等を見据えた上で、本法人の解散について検討を行い、必要な措置を講ずる。(25閣決) ・郵便貯金の権利消滅等について、本来国民に帰属すべき財産の亡失を防ぐ観点から、早期払戻し等のための周知・広報の一層の強化等の取組を行うべき。(28見直し)
2	国際協力機構	外務省	(中)	152,260	1,942	・開発途上にある海外の地域に対する技術協力の実施 ・有償及び無償の資金供与による協力の実施 ・開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進	・開発協力事業の実施について、国内企業、非政府組織、地方自治体、大学・研究機関等の結節点として当該法人が果たす機能を活かし、民間部門主導で開発途上国の経済発展を推進するとともに、地方創生の観点をも含めた日本経済の力強い成長につながるよう戦略的に事業を実施する枠組みを構築するべき。(28見直し)
3	国際交流基金		(中)	16,363	269	・文化芸術交流事業の推進及び支援 ・海外における日本語教育・学習基盤の整備 ・海外日本研究・知的交流の推進及び支援	・定量的な目標による評価が適さないものについては、定性的な目標と関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定めるなど工夫すべき。(28見直し) ・研修施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るべき。(25閣決)
4	科学技術振興機構	文部科学省	(研)	4,109,401	1,274	・国等への研究開発戦略・シナリオの立案・提言 ・ネットワーク型研究所としての主体的な研究開発の推進、情報基盤の強化等 ・未来社会の共創に向けた対話・協働の推進、多様な科学技術イノベーション人材の育成 ・世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設	・国からの運営費交付金や民間からの資金等を用いて大学等機関への委託を行う研究開発業務について、不正防止策を強化するとともに、委託先機関のガバナンス強化に対する支援を行うべき。(25閣決) ・科学技術文献情報提供事業については、安定的に業務運営を行うことができるビジネスモデルに転換するなど、抜本的な見直しを行うべき。(28見直し)
5	日本原子力研究開発機構		(研)	298,695	3,953	・原子力に関する基礎的研究、応用研究の実施、人材の育成 ・東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等の円滑な実施に向けた基盤的な研究開発の実施 ・原子力安全規制行政等への技術的支援及びそのための安全研究の実施	・職員が徹底した安全意識を持って業務に従事し、業務上の問題点を改善していけるよう、研究開発の現場に現場職員による取組を統括することができる者を置くなど現場レベルでの改善を推進する手法の導入等の措置を講ずるべき。(26見直し) ・福島第一原子力発電所事故への対応に関する研究開発成果について、必要なものを遅滞なく廃炉事業等に対して提供等を行うべき(26見直し) ・保有する研究施設・設備の外部に供用する際の利用料金の軽減措置について、利用料収入の増加のための取組の一環として見直しを行うべき。(26見直し)
6	労働政策研究・研修機構	厚生労働省	(中)	2,710	100	・労働政策に関する総合的な調査研究、国内外の労働事情等に関する情報収集及び整理、これらの成果の普及及び政策提言 ・労働行政担当職員に対する研修	・労働政策研究について、成果の政策への反映という利用目的を踏まえた適切な評価を行う観点から、労働政策の企画立案等にどの程度貢献したかを測定するための適切な目標を検討すべき。(情報収集・整理、研修についても同旨)(28見直し)
7	医薬基盤・健康・栄養研究所		(研)	6,485	116	・医薬品等に係る基盤的技術及び生物資源に関する研究、これらの成果等を活用した創薬等支援、医薬品等の開発振興 ・国民の健康保持・増進や国民の栄養・食生活に関する調査研究、健康増進法に基づく国民健康・栄養調査の実施	・国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所の統合に当たっては、シナジー効果発揮等の観点から、両法人の研究部門の横断的再編や、研究ユニットの機動的再編・研究課題に応じた柔軟な研究員の配置が可能な仕組みの構築を行うべき。(26見直し) ・繰越欠損金の解消を図るための各種の措置を講ずるべき。(26見直し)
8	土木研究所	国土交通省	(研)	9,322	449	・土木技術に関する調査、試験、研究開発 ・土木技術に関する指導及び成果の普及	・研究開発成果の最大化のため、具体的・明確な目標設定、研究内容についての不断の見直し・重点化、適切な評価軸の設定、適切な研究マネジメント体制の構築を実施すべき。(27見直し) ・国との役割分担を明確化するため、国立研究開発法人としてのミッションを明確にし、研究成果がどのように利活用されることを目指すのかを明記すべき。(27見直し) ・寒地土木研究所の研究成果を国土全体で活用するための組織体制・運用の見直し、ミッションの明確化。(27見直し)
9	建築研究所		(研)	2,075	93	・建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究開発 ・建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及	・研究開発成果の最大化のため、具体的・明確な目標設定、研究内容についての不断の見直し・重点化、適切な評価軸の設定、適切な研究マネジメント体制の構築を実施すべき。(27見直し) ・国との役割分担を明確化するため、国立研究開発法人としてのミッションを明確にし、研究成果がどのように利活用されることを目指すのかを明記すべき。(27見直し)
10	水資源機構		(中)	127,068	1,276	・水資源開発施設等(ダム、用水路等)の新築・改築 ・水資源開発施設等の操作、維持、修繕その他の管理	・用水路管理業務について、「維持管理業務等民間委託拡大計画」に基づき民間委託を拡大すべき。(25閣決) ・水インフラに携わる人員不足等による技術力の低下が懸念されている地方公共団体等を積極的に支援すべき。(29見直し)
11	自動車事故対策機構		(中)	14,907	340	・運行管理者に対する指導講習、運転者に対する適性診断、運輸安全マネジメントの支援 ・被害者支援療養施設の運営、在宅介護支援、交通遺児等支援 ・自動車アセスメント情報提供業務(試験、評価、周知等)	・安全指導業務については、運輸業の事業者団体等に重点をおいて、民間参入を促進すべき。(25閣決) ・交通事故被害者の療養施設運営に関し、①入院希望者の待機期間短縮への具体的方策の検討、②知見・成果の他の医療機関への普及促進を着実に実施すべき。(29見直し)
12	日本高速道路保有・債務返済機構		(中)	2,668,637	84	・高速道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け ・債務の返済、高速道路会社への無利子貸付け、助成 ・道路管理者の権限代行、本州四国連絡鉄道施設の管理等	・高速道路会社による高速道路等の維持管理等業務に対し、より積極的な取組を行うべき。(29見直し)

準1	日本司法支援センター	法務省	(準)	28,289	981	<ul style="list-style-type: none"> ・民事法律扶助(無料の法律相談、弁護士費用等の立替えなど) ・犯罪被害者の支援・援助 ・その他、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務、法教育業務など 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤弁護士の配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、一般契約弁護士とは異なる常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たした上で、必要性が認められる地域への配置を行うべき。(25見直し) ・司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し、存置の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断の検討を行い、結果を適切に反映。(29見直し)
準2	国立大学法人・ 大学共同利用機関法人	文部 科学省	(準)	-	-	<p>(国立大学法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学の設置・運営 ・学生に対して修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助の実施 ・当該国立大学法人以外からの委託研究又は共同研究、連携による教育研究活動の実施 ・公開講座の開設、学習機会の提供 <p>(大学共同利用機関法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学共同利用機関の設置・運営 ・保有する施設及び設備等を大学の教員その他の者で同法人の行う研究と同一の研究に従事するものの利用への提供 ・大学の要請に応じて大学院及びその他の教育へ協力 <p>(両法人共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人における研究の成果の普及及び活用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の実情に応じた運営に係る適切なガバナンス体制の構築に関する具体的な方策を明らかにすべき。(27見直し) ・目指す機能強化の方向性に応じ、それぞれの特徴を踏まえた法人運営上のマネジメント(世界トップレベル大学等とのネットワーク構築のための連携体制の整備、強み・特色をいかした新領域・融合分野の形成のための資金の重点配分等)及び国立大学法人については、全学的な教学マネジメント(地域のニーズに応える学部教育による人材育成等)の仕組みの構築について、各法人の特性や状況に応じ、具体的な内容、工程等を可能な限り明らかにすべき。(27見直し) ・産学における共同研究を一層推進するとともに、国立大学法人等に共通する事務処理の一元化・共同化などによる業務改革を一層推進すべき。(27見直し)